

## プラスチック製容器包装の落札可能量について

平成27年12月7日  
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会  
プラスチック容器事業部  
(改定日：平成26年12月10日)

各再商品化事業者の落札可能量は、以下の通り再生処理能力と再商品化製品販売能力の査定を踏まえ決定します。

## 1. 査定値について

下記、「1-1 再生処理能力の査定」と「1-2 再商品化製品販売能力の査定」を踏まえて査定値を決定する。

## 1-1 再生処理能力の査定

※再生処理能力は、各事業者の申請値に対し登録審査・現地検査等によって、協会が確認する。

## (1) 再生処理能力を計算する際の稼働日数条件：

① 稼働日数上限値=305日/年（但し、ケミカル手法についてはこの限りではない）

② 5ト/日未満の施設では 再生処理能力=4.9ト×305日=1500ト/年を上限とする。

(2) 過去3年以内に契約実績のある事業者については、契約年度の処理実績・稼働状況・販売状況、その他不具合等の当協会から指摘した事項、措置規程による措置等を勘案し、再生処理能力査定に反映させる。

(3) 過去3年以内に契約実績のない事業者（新規事業者）についても経営管理能力等を再生処理能力査定に反映させる。

※以上により、特段の問題等が無い事業者については、以下の査定とする。

I：過去3年以内に契約実績のある事業者：再生処理能力=申請能力×90%（注1）

※ Iのうち、能力アップ：再生処理能力=能力アップ部分の申請能力×75%（+既存部分×90%）（注2）

II：過去3年以内に契約実績のない事業者（新規事業者）：再生処理能力=申請能力×50%（注3）

（注1）市町村収集量の変動や処理側での不測の事態に備えるため、過去3年以内に契約実績のある事業者の能力には、原則10%の余裕率を含めている（再生処理能力=申請能力×90%）。

（注2）既存工場での実績を考慮し新規工場、ライン増設等の再生処理能力を75%とする。

（注3）これまでの新規事業者の実績から、市町村から引き取ったバールを遅滞なく再商品化するためには、申請能力の50%程度が適当と判断している。

## 1-2 再商品化製品販売能力の査定

登録申請時の引き取り同意書合計量を、販売予定先の調査等によって確認・査定し再商品化製品販売能力とする。

## 2. 落札可能量について

落札可能量は下記のとおりとする。

落札可能量=査定値

## 3. 落札可能量の修正について

落札可能量（協会より通知）を下方修正したい場合は、入札締切日までにメールまたは、書面にて協会まで申告すること（書式は問わない）。

以上